解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年八月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月四日

東京都練馬区貫井三丁目二番七号丸市ビル

医療法人社団武州会

清算人　阿部　健

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年八月三日開催の総会の決議より解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月四日

三重県津市芸濃町楠原五四九番地

農事組合法人あおきスマイル

清算人　川口　邦次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡美里町関根字舘野四一番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木功始

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

事務所　宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木康晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字箕和田一一三六番地一五二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　土屋　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

事務所　宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木康晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市金池五丁目一三番三号ＫＲビル金池四〇一　弁護士法人ブレインハート法律事務所米沢オフィス

相続財産管理人　弁護士　遠藤　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡烏山町大字下境一六八八番地、最後の住所栃木県那須郡烏山町南一丁目二八〇六番地一聖園ヨゼフ老人ホーム

被相続人　亡　鈴木　忠夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

事務所栃木県宇都宮市住吉町一番三号あおい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青井　芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市安堀町八七番地八、最後の住所群馬県伊勢崎市曲沢町一八九番地四

被相続人　亡　須田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

群馬県前橋市大手町二丁目五番一七号

相続財産管理人　大澤栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市長谷一三九二番地、最後の住所神奈川県厚木市長谷一三九二番地

被相続人　亡　加藤　峻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

神奈川県小田原市本町一丁目四番七号朝日生命小田原ビル四〇二おだわら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤嶋　崇友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市鷹栖一五三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大矢　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市常盤台四八番地一七九、最後の住所富山市常盤台九番二〇号

被相続人　亡　加藤　邦明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

富山県富山市西田地方町三丁目六番三〇号

富山みらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市日之出四丁目一四〇二番地、最後の住所福井県坂井市三国町青葉台一〇番八号

被相続人　亡　林　一英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

事務所福井市宝永四丁目一〇番一三号大澤第一ビル二階東村司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　東村　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市松坂町五丁目一二番地一三、最後の住所愛知県瀬戸市みずの坂二丁目二二三番地　被相続人　亡　増田　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

名古屋市中区丸の内三丁目五番三三号　名古屋有楽ビル四〇四号

相続財産管理人　小林　智哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区心斎橋筋一丁目一八番地一、最後の住所京都市上京区土手町通丸太町下る駒之町五六一番地七　鴨川銀杏館二〇三号　被相続人　亡　木下　善雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月四日

京都市中京区河原町二条南西角　河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池上　哲朗

第19期決算公告

平成28年11月4日

東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地

グリーン・ツリー・システム・コーポレーション

日本における代表者　万年　秀明

貸借対照表の要旨

（平成28年7月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,599,806
	合計	1,599,806
負債及び純資産の部	流動負債	1,507,070
	株主資本	92,736
	資本金	116
	利益剰余金	92,620
	（その他利益剰余金）	(92,620)
	合計	1,599,806

（注）当期純損失　827千円